



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 路外駐車場の供用の休止期間の変更……………（建設局道路管理部管理課）…四
- 規則（教）……………
- 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則……………四

告示

●東京都告示第七百十四号

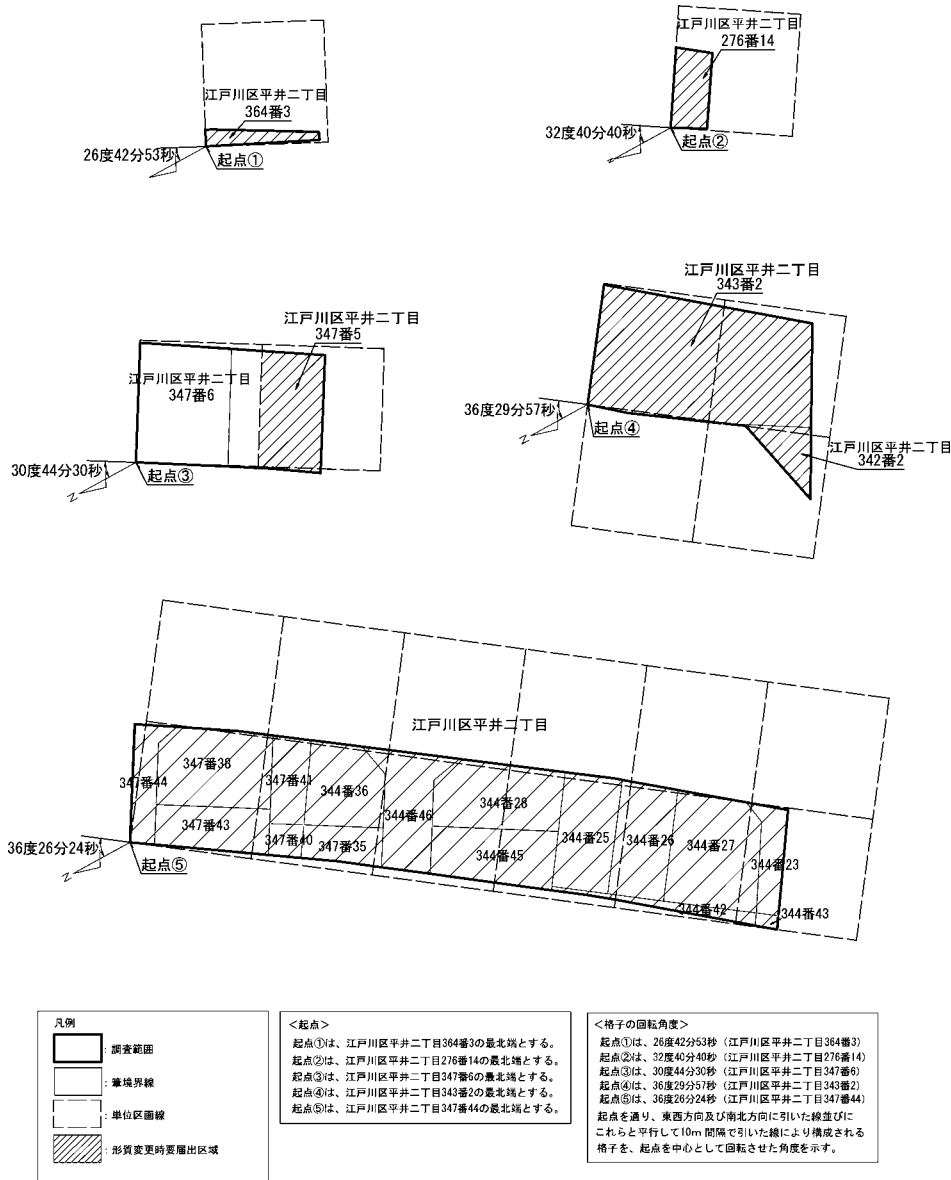
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区平井二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第七百十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更所要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月十一日

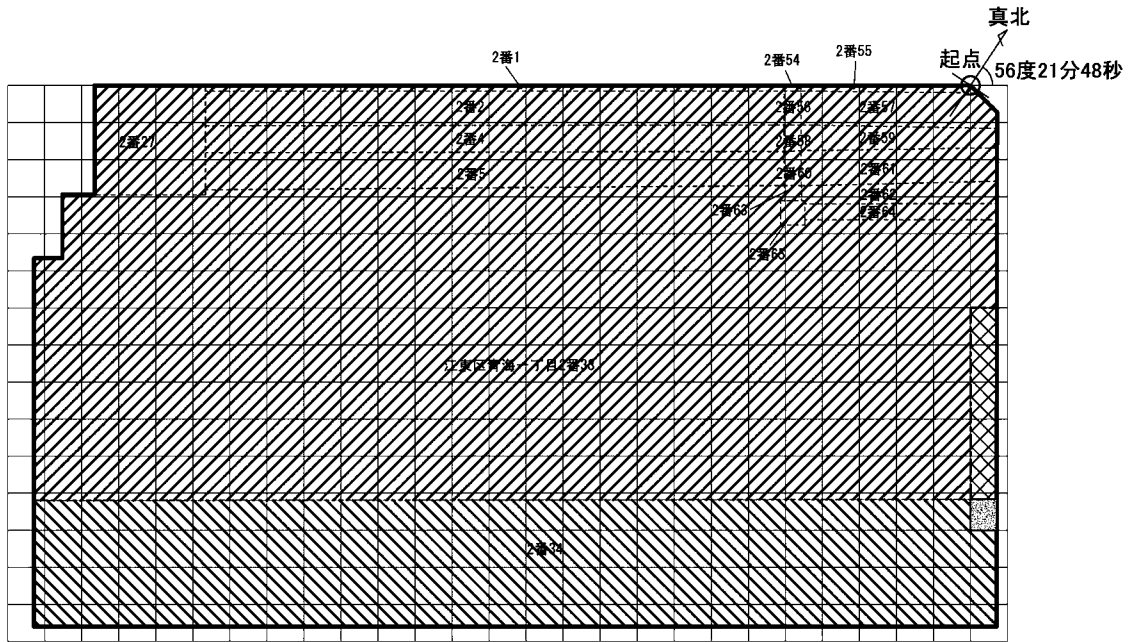
東京都知事 小池百合子

一 形質変更所要届出区域 別図のとおり(江東区青海一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更所要届出区域は、規則第五十八条第五項第十一号又は同項第十二号に該当する。

別図



<凡例>

- 敷地境界線
- - - 筆境界線
- 単位区圍線

(この告示により指定する区域)

- 形質変更時要届出区域（規則第58条第5項第11号に該当する区域）
- 形質変更時要届出区域（規則第58条第5項第12号に該当する区域）
- 形質変更時要届出区域（規則第58条第5項第11号に該当する区域）
(令和4年東京都告示第7号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域（規則第58条第5項第11号に該当する区域）
- 形質変更時要届出区域（規則第58条第5項第12号に該当する区域）

<起点>

起点は江東区青海一丁目2番55の最北端とする。

<格子の回転角度 56度21分48秒>

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月十一日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（世田谷区松原三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

同 青島特別支援学校

知的障害

高等部

普通科、
普通科、
発科、
職能開

を
に改める。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

